

集まれとばっ子! in 答志

参加費
無料!

鳥羽ならではの自然を見て、聞いて、触れて、親子で浜辺の体験を満喫しましょう!
きっと子どもたちの心に残る一日となると思います。

子育て支援センター ☎ 25 7225

とき 9月3日(土) 午前9時 鳥羽マリンターミナル出航!!

対象 小学校低学年くらいまでのお子さんとその保護者

募集組数 30組(先着順) **申込方法** 子育て支援センターに電話で申し込んでください。

申込期限 8月19日(金) ※持ち物などの詳細については、申し込みの際お知らせします。

スケジュール

- 8:40 マリンターミナル集合
- 9:00 旧棧橋出航
- 9:30 答志港着 海岸線徒歩移動
- 9:45 入島式(白浜にて)
- 10:00 チリモン体験



- 11:15 干物開き体験 昼食作り
(干物炭火焼体験と炊飯体験)
- 12:00 浜辺の昼食
- 13:00 海遊び・散策
- 14:00 退島式
- 14:15 答志港 出航
- 14:45 佐田浜港着 解散

福祉医療費受給資格証の更新と 助成対象者の拡大

市民課保険年金係 ☎ 25 1128

9月1日より、障がい者医療費、一人親家庭等医療費、子ども医療費の福祉医療費受給資格証を更新します。また障がい者医療費について助成対象者を拡大します。

福祉医療費受給資格証の更新

対象者や扶養義務者などの平成28年度所得(一人親家庭などの場合は養育費の80%を含む)を確認し、引き続き該当となるかたには、8月下旬に新しい受給資格証を郵送します。また所得の確認ができないかたには、別途確認書類を送付しますので、手続きをお願いいたします。なお、期限が切れた受給資格証は市民課窓口または各連絡所に返却していただくか、個人情報に十分注意の上、ご自身で破棄してください。

また、65歳以上で障がい者医療費助成制度の対象者であり、後期高齢者医療保険に加入しているかたについては、これまでと同様、医療機関で受給資格証を提示する必要があるため、受給資格証の発行、郵送は行いません。

助成対象者の拡大

9月診療分より、障がい者医療費助成制度において、精神障害者保健福祉

手帳の2級を所持しているかたの通院分について、健康保険適用分の自己負担相当額の半額を助成します。新たに対象となるかたについては、申請をしていただく必要がありますので、市民課窓口または各連絡所で手続きをお願いします。

申請に必要なもの

- 福祉医療費受給資格認定申請書(市役所、各連絡所にもあります)
- 精神障害者保健福祉手帳の写し
- 健康保険証のコピー(国民健康保険、後期高齢者医療保険以外のかた)
- 振込先の通帳のコピー

提出期限 8月15日(月)

※期限を過ぎても申請は受け付けますが、受給資格証の有効期間開始が9月1日とならない場合がありますので注意してください。

受給資格証の発送と所得の確認

平成28年度(平成27年分)所得額によって判定後、8月下旬に受給資格証を発送します。所得限度額を超えるため助成の対象とならないかたや未申告などで所得が確認できないかたには、別途その旨を通知します。